

アイヌ施策に係る公の施設使用等専門部会の設置について（案）

本市では、第2次札幌市アイヌ施策推進計画に基づき、「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」に向けたアイヌ施策を推進している。

札幌市の公の施設である白石区民センターや札幌駅前通地下広場で開催されたアイヌ民族に関連したパネル展については、様々な声が寄せられたが、公の施設の使用承認・不承認等を適切に判断するためには、基本的人権を尊重した上で、関係法令等を踏まえた客観的かつ高度な判断基準が求められる。

このため、専門的かつ客観的な見地から、今後の使用承認の在り方に係るガイドライン等の策定に向けた検討を行うとともに、その検討が進められている間における個別事案対応の審議を目的として、札幌市アイヌ施策推進委員会規則第6条に基づき、同委員会に専門部会を設置する。

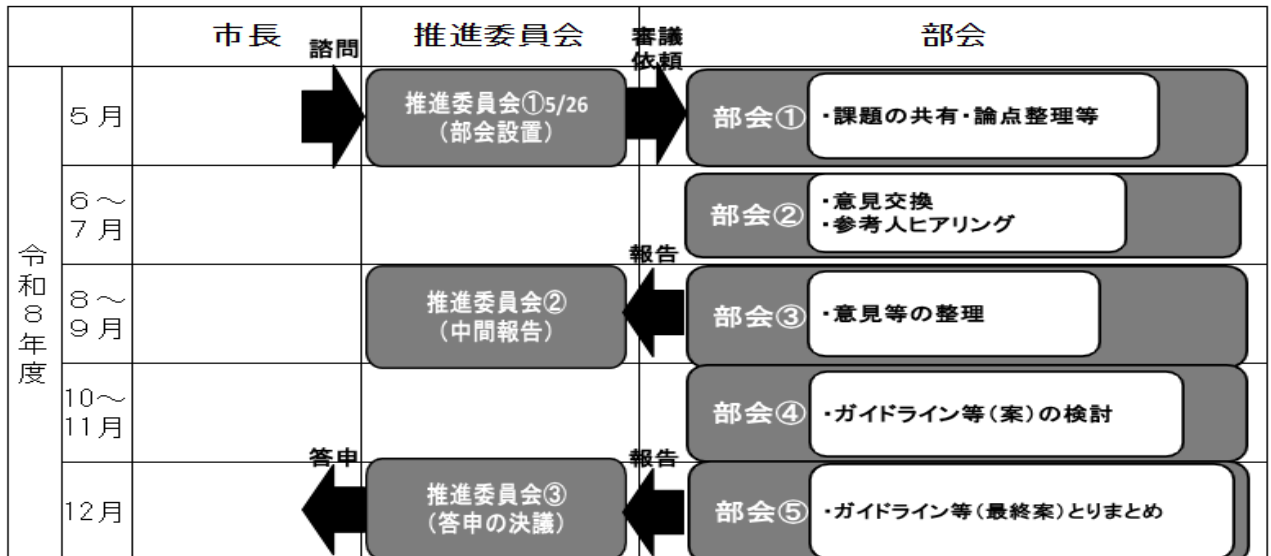
1 部会の名称

アイヌ施策に係る公の施設使用等専門部会

2 部会の構成（5名）

	氏名	所属等
アイヌ施策推進委員会委員	尾崎 一郎	北海道大学大学院法学研究科教授
臨時委員 (予定)	小倉 一志	小樽商科大学商学部企業法学科教授
	館田 晶子	北海学園大学法学部教授
	綱森 史泰	弁護士
	八代 眞由美	札幌人権擁護委員協議会会長、弁護士

3 部会及び推進委員会における検討プロセス（想定）



※なお、ガイドライン等の検討が進められている間に、アイヌ施策に係る公の施設の使用申請があった場合は、必要に応じて随時、専門部会において個別事案対応の審議を行い、その結果を推進委員会に報告し、推進委員会で意見を決議するものとする。決議した意見を参考に、市長が最終的な判断を行う。

4 公開・非公開の取扱い

部会については特定の個人や団体の権利利益に関わる個別事案審査に係るものなど、会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合は非公開とする。